○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号

改正案

別紙様式第１号（第 18 条第１項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　　第　　期中〔　年　月　日から　年　月　日まで〕　中間事業概況書

１～５　（略）

６　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
（削る）				
リスク・アセット等の額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

（削る）

（削る）

４～６　（略）

７　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額

現行

別紙様式第１号（第 18 条第１項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　　第　　期中〔　年　月　日から　年　月　日まで〕　中間事業概況書

１～５　（略）

６　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
リスク・アセット				
（新設）				
資産(オン・バランス)項目				
（新設）				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

５　本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

６～８　（略）

９　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目（C）		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号

改正案

コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				

現行

資本準備金			自己資本総額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）（Ｄ）		
その他資本剰余金					
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金					
その他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△			
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△			
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/ 0ストリップス		
基本的項目（Ａ）					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			控除項目不算入額	△	△
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目（Ｅ）		
			自己資本額（Ｄ－Ｅ）（Ｆ）		
一般貸倒引当金					
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
			資産（オン・バランス）項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株					
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（Ｇ）		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（Ａ／Ｇ）	%	%
補完的項目（Ｂ）			自己資本比率（Ｆ／Ｇ）	%	%

（記載上の注意）

１　本表には、銀行法第14条の２に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

３　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

４　「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

５　「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

６　「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

７　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

８　平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の［基本的項目］の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

９　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

１０　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号

改正案					現行
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）					
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額					
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）					
うち、上記以外に該当するものの額					
オフ・バランス項目					
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額					
信用リスク・アセット調整額					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号

改正案

オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））				

（記載上の注意）
1　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
2　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
5　遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第２・第３　（略）

第４　第　期中〔年　月　日から　年　月　日まで〕中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
中間純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××

現行

第２・第３　（略）

第４　第　期中〔年　月　日から　年　月　日まで〕中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当中間期変動額合計	×　×　×
当中間期末残高	×　×　×
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号

改正案

当中間期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）
１～８　（略）

（以下略）

現行

当中間期変動額合計	×　×　×
当中間期末残高	×　×　×
その他資本剰余金	
当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当中間期変動額合計	×　×　×
当中間期末残高	×　×　×
資本剰余金合計	
当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当中間期変動額合計	×　×　×
当中間期末残高	×　×　×
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	
剰余金の配当	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当中間期変動額合計	×　×　×
当中間期末残高	×　×　×
その他利益剰余金	
××積立金	
当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号

改正案	現行	
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△　×　×　×
	中間純利益	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	利益剰余金合計	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△　×　×　×
	中間純利益	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	自己株式	
	当期首残高	△　×　×　×
	当中間期変動額	
	自己株式の処分	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	△　×　×　×
	株主資本合計	

改正案	現行	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	新株の発行	×　×　×
	剰余金の配当	△　×　×　×
	中間純利益	×　×　×
	自己株式の処分	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	評価・換算差額等	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	土地再評価差額金	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号

改正案	現行	
	当中間期末残高	×　×　×
	評価・換算差額等合計	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	新株予約権	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	純資産合計	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	新株の発行	×　×　×
	剰余金の配当	△　×　×　×
	中間純利益	×　×　×
	自己株式の処分	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	（記載上の注意） １～８　（略） （以下略）	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号の２

改正案

別紙様式第１号の２（第 18 条第１項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　　第　　期中〔　年　月　日から　年　月　日まで〕　中間事業概況書

１～５　（略）

６　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
（削る）				
リスク・アセット等の額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

（削る）

（削る）

４～６　（略）

７　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額

現行

別紙様式第１号の２（第 18 条第１項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　　第　　期中〔　年　月　日から　年　月　日まで〕　中間事業概況書

１～５　（略）

６　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
リスク・アセット				
（新設）				
資産(オン・バランス)項目				
（新設）				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

５　本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

６～８　（略）

９　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目（Ｃ）		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号の２

改正案

コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				

現行

資本準備金			自己資本総額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）（Ｄ）		
その他資本剰余金					
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金					
その他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△			
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△			
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/ 0ストリップス		
基本的項目（Ａ）					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			控除項目不算入額	△	△
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目（Ｅ）		
			自己資本額（Ｄ－Ｅ）（Ｆ）		
一般貸倒引当金					
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
			資産（オン・バランス）項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（Ｇ）		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（Ａ／Ｇ）	%	%
補完的項目（Ｂ）			自己資本比率（Ｆ／Ｇ）	%	%

（記載上の注意）

１　本表には、銀行法第14条の２に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

３　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

４　「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

５　「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

６　「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45％」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

７　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

８　平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

　繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の［基本的項目］の合計額に20％を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

９　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

１０　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）、中間　財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号の２

改正案					現行
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）					
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置により リスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額					
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）					
うち、上記以外に該当するものの額					
オフ・バランス項目					
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額					
信用リスク・アセット調整額					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号の２

改正案

オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））				

（記載上の注意）
1　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
2　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
5　遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第２・第３　（略）

第４　第　期中〔年　月　日から　年　月　日まで〕中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
中間純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××

現行

第２・第３　（略）

第４　第　期中〔年　月　日から　年　月　日まで〕中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当中間期変動額合計	×　×　×
当中間期末残高	×　×　×
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　別紙様式第１号の２

改正案

当中間期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）
１～８　（略）

（以下略）

現行

当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
その他資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
…………	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
資本剰余金合計	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
新株の発行	× × ×
…………	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
剰余金の配当	× × ×
…………	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
その他利益剰余金	
××積立金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号の２

改正案	現行	
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△　×　×　×
	中間純利益	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	利益剰余金合計	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△　×　×　×
	中間純利益	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	自己株式	
	当期首残高	△　×　×　×
	当中間期変動額	
	自己株式の処分	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	△　×　×　×
	株主資本合計	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号の２

改正案	現行	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	新株の発行	×　×　×
	剰余金の配当	△　×　×　×
	中間純利益	×　×　×
	自己株式の処分	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	評価・換算差額等	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	土地再評価差額金	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１号の２

改正案	現行
	当中間期末残高　×　×　×
	評価・換算差額等合計
	当期首残高　×　×　×
	当中間期変動額
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）　×　×　×
	当中間期変動額合計　×　×　×
	当中間期末残高　×　×　×
	新株予約権
	当期首残高　×　×　×
	当中間期変動額
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）　×　×　×
	当中間期変動額合計　×　×　×
	当中間期末残高　×　×　×
	純資産合計
	当期首残高　×　×　×
	当中間期変動額
	新株の発行　×　×　×
	剰余金の配当　△　×　×　×
	中間純利益　×　×　×
	自己株式の処分　×　×　×
	・・・・・・・・・・・　×　×　×
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）　×　×　×
	当中間期変動額合計　×　×　×
	当中間期末残高　×　×　×
	（記載上の注意） １～８　（略） （以下略）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号

改正案

別紙様式第３号（第 18 条第２項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　　第　　期〔　年　　月　　日から　年　　月　　日まで〕　事業概況書

１～12　（略）

13　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
（削る）				
リスク・アセット等の額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

（削る）

（削る）

４～６　（略）

７　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額

現行

別紙様式第３号（第 18 条第２項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　　第　　期〔　年　　月　　日から　年　　月　　日まで〕　事業概況書

１～12　（略）

13　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
リスク・アセット				
（新設）				
資産(オン・バランス)項目				
（新設）				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

５　本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

６～８　（略）

９　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目（C）		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号

改正案

コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				

現行

資本準備金			自己資本総額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）（Ｄ）		
その他資本剰余金					
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金					
その他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△			
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△			
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Ｏストリップス		
基本的項目（Ａ）					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			控除項目不算入額	△	△
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目（Ｅ）		
			自己資本額（Ｄ－Ｅ）（Ｆ）		
一般貸倒引当金					
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
			資産（オン・バランス）項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（Ｇ）		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（Ａ／Ｇ）	%	%
補完的項目（Ｂ）			自己資本比率（Ｆ／Ｇ）	%	%

（記載上の注意）

１　本表には、銀行法第14条の２に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

３　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

４　「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

５　「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

６　「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

７　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

８　平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の［基本的項目］の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

９　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

１０　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号

改正案					現行
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）					
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額					
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）					
うち、上記以外に該当するものの額					
オフ・バランス項目					
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額					
信用リスク・アセット調整額					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号

改正案

オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））				

（記載上の注意）
1　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
2　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
5　遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第２・第３　（略）

第４　第　期（年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
当期純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××

現行

第２・第３　（略）

第４　第　期（年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
当期首残高	×　×　×
当期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当期変動額合計	×　×　×
当期末残高	×　×　×
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	×　×　×
当期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当期変動額合計	×　×　×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号

改正案

当期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）
１～８　（略）

（以下略）

現行

当期末残高	×××
その他資本剰余金	
当期首残高	×××
当期変動額	
…………	×××
当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
資本剰余金合計	
当期首残高	×××
当期変動額	
新株の発行	×××
…………	×××
当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	×××
当期変動額	
剰余金の配当	×××
…………	×××
当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
その他利益剰余金	
××積立金	
当期首残高	×××
当期変動額	
…………	×××

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号

改正案	現行	
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	剰余金の配当	△　×　×　×
	当期純利益	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	利益剰余金合計	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	剰余金の配当	△　×　×　×
	当期純利益	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	自己株式	
	当期首残高	△　×　×　×
	当期変動額	
	自己株式の処分	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	△　×　×　×
	株主資本合計	
	当期首残高	×　×　×

改正案	現行	
	当期変動額	
	新株の発行	×　×　×
	剰余金の配当	△　×　×　×
	当期純利益	×　×　×
	自己株式の処分	×　×　×
	……	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	評価・換算差額等	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	土地再評価差額金	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号

改正案	現行	
	評価・換算差額等合計	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	新株予約権	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	純資産合計	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	新株の発行	×　×　×
	剰余金の配当	△　×　×　×
	当期純利益	×　×　×
	自己株式の処分	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	（記載上の注意） １～８　（略） （以下略）	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号の２

改正案

別紙様式第３号の２（第 18 条第２項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　　第　　期［　年　　月　　日から　年　　月　　日まで］　事業概況書

１～13　（略）

14　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
（削る）				
リスク・アセット等の額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

（削る）

（削る）

４～６　（略）

７　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額

現行

別紙様式第３号の２（第 18 条第２項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　　第　　期［　年　　月　　日から　年　　月　　日まで］　事業概況書

１～13　（略）

14　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
リスク・アセット				
（新設）				
資産(オン・バランス)項目				
（新設）				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

５　本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

６～８　（略）

９　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目（C）		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号の２

改正案

コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				

現行

資本準備金			自己資本総額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）（Ｄ）		
その他資本剰余金					
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金					
その他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△			
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△			
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/ 0ストリップス		
基本的項目（Ａ）					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			控除項目不算入額	△	△
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目（Ｅ）		
			自己資本額（Ｄ－Ｅ）（Ｆ）		
一般貸倒引当金					
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
			資産（オン・バランス）項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（Ｇ）		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（Ａ／Ｇ）	%	%
補完的項目（Ｂ）			自己資本比率（Ｆ／Ｇ）	%	%

（記載上の注意）

１　本表には、銀行法第14条の２に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

３　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

４　「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

５　「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

６　「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

７　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

８　平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

　繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の［基本的項目］の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

９　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

１０　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号の２

改正案					現行
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）					
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額					
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）					
うち、上記以外に該当するものの額					
オフ・バランス項目					
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額					
信用リスク・アセット調整額					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号の２

改正案

オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））				

（記載上の注意）
1　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
2　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
5　遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第２・第３　（略）

第４　第　期〔年　月　日から　年　月　日まで〕株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
当期純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××

現行

第２・第３　（略）

第４　第　期〔年　月　日から　年　月　日まで〕株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
当期首残高	×　×　×
当期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当期変動額合計	×　×　×
当期末残高	×　×　×
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	×　×　×
当期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号の２

改正案

当期変動額合計	××	××	−	××	××	−	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）
１～８　（略）

（以下略）

現行

当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
その他資本剰余金	
当期首残高	×××
当期変動額	
…………	×××
当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
資本剰余金合計	
当期首残高	×××
当期変動額	
新株の発行	×××
…………	×××
当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	×××
当期変動額	
剰余金の配当	×××
…………	×××
当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
その他利益剰余金	
××積立金	
当期首残高	×××
当期変動額	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号の２

改正案	現行	
	・・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	剰余金の配当	△　×　×　×
	当期純利益	×　×　×
	・・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	利益剰余金合計	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	剰余金の配当	△　×　×　×
	当期純利益	×　×　×
	・・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	自己株式	
	当期首残高	△　×　×　×
	当期変動額	
	自己株式の処分	×　×　×
	・・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	△　×　×　×
	株主資本合計	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号の２

改正案	現行	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	新株の発行	×　×　×
	剰余金の配当	△　×　×　×
	当期純利益	×　×　×
	自己株式の処分	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	評価・換算差額等	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	土地再評価差額金	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第３号の２

改正案	現行
	当期末残高　×　×　×
	評価・換算差額等合計
	当期首残高　×　×　×
	当期変動額
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）　×　×　×
	当期変動額合計　×　×　×
	当期末残高　×　×　×
	新株予約権
	当期首残高　×　×　×
	当期変動額
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）　×　×　×
	当期変動額合計　×　×　×
	当期末残高　×　×　×
	純資産合計
	当期首残高　×　×　×
	当期変動額
	新株の発行　×　×　×
	剰余金の配当　△　×　×　×
	当期純利益　×　×　×
	自己株式の処分　×　×　×
	・・・・・・・・・・・　×　×　×
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）　×　×　×
	当期変動額合計　×　×　×
	当期末残高　×　×　×
	（記載上の注意） １～８　（略） （以下略）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号

改正案

別紙様式第５号（第 18 条第３項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　［　年　月　日から　／　年　月　日まで　］　中間事業概況書

１・２　（略）

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
退職給付に係る資産の額				
（略）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
（削る）				
リスク・アセット等の額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

（削る）

（削る）

４～６　（略）

７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

現行

別紙様式第５号（第 18 条第３項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　［　年　月　日から　／　年　月　日まで　］　中間事業概況書

１・２　（略）

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
前払年金費用の額				
（略）				
リスク・アセット				
（新設）				
資産(オン・バランス)項目				
（新設）				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

５　本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

６～８　（略）

９　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号

改正案

項目	当中間期末	当中間期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
うち、為替換算調整勘定				
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				

現行

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目（C）		
資本剰余金			自己資本総額（A＋B＋C）（D）		
利益剰余金					
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
新株予約権					
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△			
繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
基本的項目（A）					
償還を行う蓋然性を有する株式等			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/ 0ストリップス		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金					
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			控除項目不算入額	△	△
			控除項目（E）		
負債性資本調達手段等			自己資本額（D－E）（F）		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株			資産（オン・バランス）項目		
			オフ・バランス取引等項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（G）		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%

（記載上の注意）

1　本表には、銀行法第14条の２第２号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

3　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の５第１項第３号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

4　「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

5　「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

6　「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

7　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

8　平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の［基本的項目］の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

9　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

１０　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第２条第40号に規定する遡及適用をいう。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号

改正案					現行
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）					
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号

改正案

うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額			
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額			
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）			
うち、上記以外に該当するものの額			
オフ・バランス取引等項目			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額			
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額			
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）			
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））			

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
2　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
5　遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第２　　中間連結財務諸表

１～３　（略）

４　〔　年　月　日から　年　月　日まで　〕　中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

現行

第２　　中間連結財務諸表

１～３　（略）

４　〔　年　月　日から　年　月　日まで　〕　中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号

改正案

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××　　××　　××　　△××　　××					××　　××　　××　　××　　××　　××						××　　××　　××		
当中間期変動額														
新株の発行	××　　××　　××													××
剰余金の配当			△××		△××									△××
中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××　　××　　××　　××　　××　　××						××　　××　　××		
当中間期変動額合計	××　　××　　××　　××　　××					××　　××　　××　　××　　××　　××						××　　××　　××		
当中間期末残高	××　　××　　××　　△××　　××					××　　××　　××　　××　　××　　××						××　　××　　××		

（記載上の注意）

１・２　（略）

３ 株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

４～７　（略）

（以下略）

現行

資本金	
当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当中間期変動額合計	×　×　×
当中間期末残高	×　×　×
資本剰余金	
当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当中間期変動額合計	×　×　×
当中間期末残高	×　×　×
利益剰余金	
当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	
剰余金の配当	△　×　×　×
中間純利益	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当中間期変動額合計	×　×　×
当中間期末残高	×　×　×
自己株式	
当期首残高	△　×　×　×
当中間期変動額	
自己株式の処分	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号

改正案	現行	
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	△　×　×　×
	株主資本合計	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	新株の発行	×　×　×
	剰余金の配当	△　×　×　×
	中間純利益	×　×　×
	自己株式の処分	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	その他の包括利益累計額	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	土地再評価差額金	
	当期首残高	×　×　×

改正案	現行	
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	為替換算調整勘定	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	退職給付に係る調整累計額	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	その他の包括利益累計額合計	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	新株予約権	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	少数株主持分	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号

改正案	現行
	当期首残高　×　×　×
	当中間期変動額
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）　×　×　×
	当中間期変動額合計　×　×　×
	当中間期末残高　×　×　×
	純資産合計
	当期首残高　×　×　×
	当中間期変動額
	新株の発行　×　×　×
	剰余金の配当　△　×　×　×
	中間純利益　×　×　×
	自己株式の処分　×　×　×
	・・・・・・・・・・・　×　×　×
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）　×　×　×
	当中間期変動額合計　×　×　×
	当中間期末残高　×　×　×
	（記載上の注意） １～２　（略） ３　株主資本以外の科目については、中間連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。 ４～７　（略） （以下略）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号の２

改正案

別紙様式第５号の２（第 18 条第４項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　（　年　月　日から　年　月　日まで　）　事業概況書

１・２　（略）

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
退職給付に係る資産の額				
（略）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
（削る）				
リスク・アセット等の額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

（削る）

（削る）

４～６　（略）

７　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

現行

別紙様式第５号の２（第 18 条第４項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　（　年　月　日から　年　月　日まで　）　事業概況書

１・２　（略）

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
前払年金費用の額				
（略）				
リスク・アセット				
（新設）				
資産(オン・バランス)項目				
（新設）				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

５　本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

６～８　（略）

９　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号の２

改正案

項目	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
うち、為替換算調整勘定				
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				

現行

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目（C）		
資本剰余金			自己資本総額（A＋B＋C）（D）		
利益剰余金					
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
新株予約権					
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額	△	△			
繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
基本的項目（A）					
償還を行う蓋然性を有する株式等			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/ 0ストリップス		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金					
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			控除項目不算入額	△	△
			控除項目（E）		
負債性資本調達手段等			自己資本額（D－E）（F）		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株			資産（オン・バランス）項目		
			オフ・バランス取引等項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（G）		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%

（記載上の注意）

１　本表には、銀行法第14条の２第２号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

３　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の５第１項第３号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

４　「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

５　「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

６　「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45％」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

７　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

８　平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の［基本的項目］の合計額に20％を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

９　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

１０　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号の２

改正案					現行
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）					
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号の２

改正案

うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額			
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額			
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）			
うち、上記以外に該当するものの額			
オフ・バランス取引等項目			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額			
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額			
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）			
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））			

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
2　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
5　遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第２　　連結財務諸表

１～３　（略）

４　（　年　月　日から　年　月　日まで　）　連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

現行

第２　　連結財務諸表

１～３　（略）

４　（　年　月　日から　年　月　日まで　）　連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号の２

改正案

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××　　××	××　　××	××　　××	△××　　△××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××
当期変動額														
新株の発行	××　　××	××　　××			××　　××									××　　××
剰余金の配当			△××　　△××		△××　　△××									△××　　△××
当期純利益			××　　××		××　　××									××　　××
自己株式の処分				××　　××	××　　××									××　　××
・・・・・・														××　　××
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××
当期変動額合計	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××
当期末残高	××　　××	××　　××	××　　××	△××　　△××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××

（記載上の注意）
１～７　（略）

（以下略）

現行

資本金	
当期首残高	×　×　×
当期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当期変動額合計	×　×　×
当期末残高	×　×　×
資本剰余金	
当期首残高	×　×　×
当期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当期変動額合計	×　×　×
当期末残高	×　×　×
利益剰余金	
当期首残高	×　×　×
当期変動額	
剰余金の配当	△　×　×　×
当期純利益	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当期変動額合計	×　×　×
当期末残高	×　×　×
自己株式	
当期首残高	△　×　×　×
当期変動額	
自己株式の処分	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号の２

改正案	現行	
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	△　×　×　×
	株主資本合計	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	新株の発行	×　×　×
	剰余金の配当	△　×　×　×
	当期純利益	×　×　×
	自己株式の処分	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	その他の包括利益累計額	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	土地再評価差額金	
	当期首残高	×　×　×

改正案	現行	
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	為替換算調整勘定	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	退職給付に係る調整累計額	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	その他の包括利益累計額合計	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	新株予約権	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	少数株主持分	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第５号の２

改正案	現行
	当期首残高　×　×　×
	当期変動額
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）　×　×　×
	当期変動額合計　×　×　×
	当期末残高　×　×　×
	純資産合計
	当期首残高　×　×　×
	当期変動額
	新株の発行　×　×　×
	剰余金の配当　△　×　×　×
	当期純利益　×　×　×
	自己株式の処分　×　×　×
	・・・・・・・・・・・　×　×　×
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）　×　×　×
	当期変動額合計　×　×　×
	当期末残高　×　×　×
	（記載上の注意） １～７　（略） （以下略）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１１号

改正案

別紙様式第 11 号（第 34 条の 24 第１項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　　第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）　中間事業概況書

１～４　（略）

５　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
退職給付に係る資産の額				
（略）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
（削る）				
リスク・アセット等の額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

（削る）

（削る）

４～６　（略）

７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

現行

別紙様式第 11 号（第 34 条の 24 第１項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　　第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）　中間事業概況書

１～４　（略）

５　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
前払年金費用の額				
（略）				
リスク・アセット				
（新設）				
資産(オン・バランス)項目				
（新設）				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

５　本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第3項又は第7条第3項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

６～８　（略）

９　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第 11 号

改正案

項目	当中間期末	当中間期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
うち、為替換算調整勘定				
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				

現行

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目（C）		
資本剰余金			自己資本総額（A＋B＋C）（D）		
利益剰余金					
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
新株予約権					
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△			
繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
基本的項目（A）					
償還を行う蓋然性を有する株式等			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/ 0ストリップス		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金					
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			控除項目不算入額	△	△
			控除項目（E）		
負債性資本調達手段等			自己資本額（D－E）（F）		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株			資産（オン・バランス）項目		
			オフ・バランス取引等項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（G）		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%

（記載上の注意）

1　本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2　本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社が記載するものとする。

3　「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

4　「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

5　「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

6　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7　平成19年3月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の［基本的項目］の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

8　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

9　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第 11 号

改正案					現行
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）					
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の当該額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第 11 号

改正案

うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額			
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額			
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）			
うち、上記以外に該当するものの額			
オフ・バランス取引等項目			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額			
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額			
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）			
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））			

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。
2　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。
3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
5　遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第２　　中間連結財務諸表

１～３　（略）

４　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで　）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

現行

第２　　中間連結財務諸表

１～３　（略）

４　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで　）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第 11 号

改正案

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××　　××	××　　××	××　　××	△××　　△××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××
当中間期変動額														
新株の発行	××　　××	××　　××			××　　××									××　　××
剰余金の配当			△××　　△××		△××　　△××									△××　　△××
中間純利益			××　　××		××　　××									××　　××
自己株式の処分				××　　××	××　　××									××　　××
・・・・・・														××　　××
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××
当中間期変動額合計	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××
当中間期末残高	××　　××	××　　××	××　　××	△××　　△××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××	××　　××

(記載上の注意)

1～2　(略)

3　株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4～7　(略)

(以下略)

現行

当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当中間期変動額合計	×　×　×
当中間期末残高	×　×　×
資本剰余金	
当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当中間期変動額合計	×　×　×
当中間期末残高	×　×　×
利益剰余金	
当期首残高	×　×　×
当中間期変動額	
剰余金の配当	△　×　×　×
中間純利益	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当中間期変動額合計	×　×　×
当中間期末残高	×　×　×
自己株式	
当期首残高	△　×　×　×
当中間期変動額	
自己株式の処分	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当中間期変動額合計	×　×　×

改正案	現行	
	当中間期末残高	△ × × ×
	株主資本合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	・・・・・・・・・・・	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	その他の包括利益累計額	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	土地再評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	

改正案	現行	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	為替換算調整勘定	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	退職給付に係る調整累計額	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	その他の包括利益累計額合計	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	新株予約権	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×　×　×
	当中間期変動額合計	×　×　×
	当中間期末残高	×　×　×
	少数株主持分	
	当期首残高	×　×　×
	当中間期変動額	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第 11 号

改正案	現行
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）　×　×　×
	当中間期変動額合計　×　×　×
	当中間期末残高　×　×　×
	純資産合計
	当期首残高　×　×　×
	当中間期変動額
	新株の発行　×　×　×
	剰余金の配当　△　×　×　×
	中間純利益　×　×　×
	自己株式の処分　×　×　×
	・・・・・・・・・・・　×　×　×
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）　×　×　×
	当中間期変動額合計　×　×　×
	当中間期末残高　×　×　×
	（記載上の注意） １～２　（略） ３　株主資本以外の科目については、中間連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。 ４～７　（略） （以下略）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１２号

改正案

別紙様式第 12 号（第 34 条の 24 第２項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　　第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　事業概況書

１～７　（略）

８　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
退職給付に係る資産の額				
（略）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
（削る）				
リスク・アセット等の額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

（削る）

（削る）

４～６　（略）

７　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

現行

別紙様式第 12 号（第 34 条の 24 第２項関係）　　（日本工業規格Ａ４）

（略）

第１　　第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　事業概況書

１～７　（略）

８　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
（略）				
前払年金費用の額				
（略）				
リスク・アセット				
（新設）				
資産(オン・バランス)項目				
（新設）				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
（略）				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額　（ヲ）				
（略）				

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

５　本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第3項又は第7条第3項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

６～８　（略）

９　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第 12 号

改正案

項目	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
うち、為替換算調整勘定				
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				

現行

項目	前期末	当期末
資本金		
非累積的永久優先株		
新株式申込証拠金		
資本剰余金		
利益剰余金		
自己株式	△	△
自己株式申込証拠金		
社外流出予定額	△	△
その他有価証券の評価差損	△	△
為替換算調整勘定		
新株予約権		
連結子法人等の少数株主持分		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
営業権相当額	△	△
のれん相当額	△	△
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△
繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）		
繰延税金資産の控除金額	△	△
基本的項目（A）		
償還を行う蓋然性を有する株式等		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
一般貸倒引当金		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
負債性資本調達手段等		
負債性資本調達手段		
期限付劣後債務及び期限付優先株		
補完的項目不算入額	△	△
補完的項目（B）		

項目	前期末	当期末
短期劣後債務		
準補完的項目不算入額	△	△
準補完的項目（C）		
自己資本総額（A＋B＋C）（D）		
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス		
控除項目不算入額	△	△
控除項目（E）		
自己資本額（D－E）（F）		
資産（オン・バランス）項目		
オフ・バランス取引等項目		
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等計（G）		
Tier1比率（A／G）	%	%
自己資本比率（F／G）	%	%

（記載上の注意）

1　本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2　本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社が記載するものとする。

3　「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

4　「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

5　「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

6　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7　平成19年3月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の［基本的項目］の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

8　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

9　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第 12 号

改正案					現行
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）					
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の当該額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第12号

改正案

うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））				

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。
2　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。
3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
5　遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第２　連結財務諸表

１～３　（略）

４　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで　）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

現行

第２　連結財務諸表

１～３　（略）

４　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで　）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
当期首残高	×　×　×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第12号

改正案

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）
1～7　（略）

（以下略）

現行

当期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当期変動額合計	×　×　×
当期末残高	×　×　×
資本剰余金	
当期首残高	×　×　×
当期変動額	
新株の発行	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当期変動額合計	×　×　×
当期末残高	×　×　×
利益剰余金	
当期首残高	×　×　×
当期変動額	
剰余金の配当	△　×　×　×
当期純利益	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当期変動額合計	×　×　×
当期末残高	×　×　×
自己株式	
当期首残高	△　×　×　×
当期変動額	
自己株式の処分	×　×　×
・・・・・・・・・・・	×　×　×
当期変動額合計	×　×　×
当期末残高	△　×　×　×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第12号

改正案	現行	
	株主資本合計	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	新株の発行	×　×　×
	剰余金の配当	△　×　×　×
	当期純利益	×　×　×
	自己株式の処分	×　×　×
	・・・・・・・・・・・	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	その他の包括利益累計額	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×
	当期変動額合計	×　×　×
	当期末残高	×　×　×
	土地再評価差額金	
	当期首残高	×　×　×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×　×　×

改正案	現行	
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	為替換算調整勘定	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	退職給付に係る調整累計額	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	その他の包括利益累計額合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	新株予約権	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	少数株主持分	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)　　別紙様式第１２号

改正案	現行
	当期変動額合計　×　×　×
	当期末残高　×　×　×
	純資産合計
	当期首残高　×　×　×
	当期変動額
	新株の発行　×　×　×
	剰余金の配当　△　×　×　×
	当期純利益　×　×　×
	自己株式の処分　×　×　×
	・・・・・・・・・・・　×　×　×
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）　×　×　×
	当期変動額合計　×　×　×
	当期末残高　×　×　×
	（記載上の注意） １～７　（略） （以下略）